

商品概要説明書

当座貯金

(平成31年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・当座貯金
2. ご利用いただける方	・個人および法人
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預け入れできます。 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 小切手・手形により随時払い戻しできます。
6. 利息	・ 無利息となります。
7. 手数料	・ 小切手・手形用紙代金は店頭で備え置く手数料等一覧に記載します。
8. 付加できる特約事項	—
9. 中途解約時の取扱い	—
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・ 貯金保険制度により全額保護されます。
11. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：048-561-6911）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 口座開設にあたり所定の審査が必要になります。・ この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することが出来ます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。・ 当組合は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することが出来ます。・ この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当組合はその支払義務を負いません。・ 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当組合本店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。